

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 監査公告 監査結果の公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第1号

地方自治法(昭和22法律第67号)第242条第1項の規定による監査請求について、同条第3項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公告する。

平成6年4月25日

鳥取県監査委員	森 本 才 司
鳥取県監査委員	松 下 陽 吉
鳥取県監査委員	藤 井 省 三
鳥取県監査委員	米 井 薫 甫

1 監査の請求

平成6年2月25日付けで、次のとおり鳥取県職員措置請求書(以下「請求書」という。)が提出された。

(1) 請 求 人

住 所	氏 名
米子市米原二丁目4-16	船 越 良 祐
米子市米原一丁目8-12	宮 村 昌 明
米子市米原一丁目8-12	宮 村 幸 代
西伯郡西伯町大字東上49	塚 田 勝 美
米子市米原一丁目15-8	田 村 勝 美
米子市米原一丁目15-8	田 村 美 代子
米子市米原一丁目15-9	和 田 守 生
米子市米原一丁目15-9	和 田 伸 子
米子市米原二丁目4-19	廣 嶋 正 巳
米子市米原二丁目4-19	廣 嶋 幸 代
米子市米原一丁目13-16	川 上 昭 正
米子市米原一丁目13-16	川 上 朝 子
米子市米原一丁目13-20	倉 本 一 三
米子市米原一丁目13-1	倉 本 勇 二
米子市米原一丁目4-3	伊 藤 美 恵子
米子市米原二丁目9-28	園 祐 吉
米子市三本松一丁目2-16	伊 澤 春 人
米子市三本松一丁目2-16	伊 澤 悦 子
米子市米原一丁目13-5	石 川 隆 由
米子市米原一丁目13-5	石 川 徳 子
米子市三本松四丁目9-9	新 庄 佑 一
米子市三本松四丁目9-9	新 庄 裕 子
米子市鞆町二丁目50	須 藤 伸 宏
米子市米原一丁目10-30	伊 達 美 直

住 所	氏 名
米子市角盤町三丁目175	宮崎 正嘉
米子市米原五丁目9-17	種 鹿 嘉雄
米子市米原一丁目15-9	和 田 ハナ
米子市米原一丁目7-15	遠 藤 美子
米子市米原一丁目4-40	高 橋 豊
米子市米原一丁目4-40	高 橋 康子
米子市米原一丁目4-13	田野瀬 輝
米子市米原一丁目4-13	田野瀬 千代子
米子市錦町三丁目122-9	榎 原 仁
米子市錦町三丁目122-9	榎 原 美幸
米子市米原二丁目9-28	園 智子

(2) 代 理 人

米子市東町296

安 田 法 律 事 務 所 弁 護 士 安 田 壽 明

(3) 請 求 の 要 旨

鳥取県知事に関する措置請求の要旨

① 鳥取県知事西尾邑次は、都市計画道路3・4・6米子港西三柳線建設の名のもとに、県道米子港西三柳線に設置してある境線後藤・河崎口間2,745メートル三衛門橋踏切道の除去を計画している。

しかしながら、上記踏切道の除去は、都市計画法及び道路法等に定める手続きが取られておらず、明らかに違法なものである。

また、上記踏切道の廃止は、踏切両側の地域を分断・孤立化し、そこに生きる住民の生活の不便を増すのみならず、延いては、小商店などの経営基盤を根底から覆しかねないものである。さらに、近くの踏切道の通過車両数を増大させ、地域全体として見た場合、却って交通渋滞と交通事故の危険を増大しかねない等、

行政の施策としても明らかに不当なものである。

鳥取県は、付近住民に対して上記踏切閉鎖については、同意を得ることはおろか、満足な説明すら怠り、三千名余の近隣住民多数の反対署名からも明らかな居住住民の意思を無視して、一方的に強行しようとしている。

② ところで、上記踏切除去計画の実施を容認することは、鳥取県の首長たる鳥取県知事西尾邑次において、地方自治法第242条第1項の鳥取県の財産たる県道の維持・保全を違法かつ不当に怠ることに該当するものである。

③ そこで、請求者らは、県道米子港西三柳線にある境線後藤・河崎口間2,745メートル三衛門橋踏切との交差部分の県道の維持・保全のために必要な措置を講ずべきことを下記のとおり請求する。

記

鳥取県知事西尾邑次に対して、県道米子港西三柳線にある境線後藤・河崎口間2,745メートル三衛門橋踏切との交差部分の県道の維持・保全のために、同踏切道の廃止及び撤去等を中心する事を含む適切な措置をとるべきことを求めること。

2. 請 求 の 受 理

(1) 本件請求は、平成6年2月25日付けで提出されたが、地方自治法第242条第1項の規定による請求書の記載内容に不備があったため、平成6年3月8日付けで補正を求めたところ、同月18日に訂正されて提出された。

(2) この結果、請求書は所定の要件を備えるに至ったと認められたため、同月18日に受理を決定し、平成6年2月25日に遡及してこれを受理した。

3. 請 求 人 の 陳 述 等

地方自治法第242条第5項の規定により、平成6年4月12日に請求人に対して、証拠の提出及び陳述の機会を設け、代理人 弁護士 安田壽明から陳述を受けた。

4. 監査の実施

鳥取県土木部道路課、都市計画課及び米子土木事務所から資料の提出を求め、事情聴取を行うとともに、現地調査を実施した。

5. 監査の結果

本件監査請求には、理由がないと認める。

6. 理由

地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる行為は、当該地方公共団体の執行機関又は職員の行為のうち、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」という四つの財務会計上の行為又は、「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されており、それ以外の非財務的な一般行政上の事務処理についてまでその対象とされていない。

ところで、本件は、都市計画道路県道米子港西三柳線、境線後藤・河崎口間2,745メートルの立体交差事業に伴う三衛門橋踏切道の除去計画について、「都市計画法及び道路法等の手続きの違法性ないしは踏切除去計画の実施の不当性」を主張するものであるが、これらの都市計画に関する行為は地方公共団体の長たる鳥取県知事が都市計画法所定の手続きにより行使する行政上の権限そのものであるから、上記請求の要旨記載のいずれの主張も地方自治法第242条第1項の財務的な事務処理に該当しないものと判断される。

さらに、請求人は、請求の要旨記載の三衛門橋踏切道の除去が、「地方自治法第242条第1項の鳥取県の財産たる県道の維持・保全を違法かつ不当に怠ることに該当する。」との主張をするが、当該踏切道を構成する土地は、西日本旅客鉄道株式会社及び建設省所有地並びに国有財産（水路・里道）であり、当該踏切道は鳥取県に属する財産ではない。

また、当該踏切道は、道路法第20条の兼用工作物として、鉄道事業者の西日本旅客

鉄道株式会社と県道の道路管理者である鳥取県知事との間で管理されているもので、これは、同法に基づき、いわゆる公物管理権に属するものであるが、この公物管理権は、地方自治法第238条第1項の公有財産たる権利には該当しない。したがって、地方自治法第242条第1項所定の財産とはいえないし、住民監査請求の対象である財務的な事務処理にも該当しないものと判断される。